

# おとうさん・おがあさん聞違えないで!

保護者が同伴でも深夜、興行場等に青少年（18歳未満）は入れません。

（沖縄県青少年保護育成条例・沖縄県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例）

※興行場等とは、映画館、演劇場、ボウリング場、ビリヤード場、スケート場、ゲームセンター、カラオケボックス、インターネットカフェ、マンガ喫茶などをいいます。



ゲームセンター ※一部は午後10時～午前4時まで



カラオケボックス



映画館

ボウリング場

マンガ喫茶・インターネット

そのほか、深夜営業のコンビニ、飲食店を含め、全ての県民には青少年の深夜のはいがいを防止する努力義務があります。

- 青少年に規則正しい生活習慣（早寝・早起き・朝ご飯）を
- 県民みんなで青少年の深夜のはいがいを防止しましょう

沖縄県・沖縄県警察・沖縄県教育委員会・（社）沖縄県青少年育成県民会議